

**平成30年度
事業計画書**

社会福祉法人はーとわーく

1 法人本部

1. 基本理念及び事業経営等

(1) 基本理念

【共育】…… 『関わってくださるすべての人と、共に育み、育ちあう』

(2) 経営方針

○ 社会的価値の創出

支援を行うことによって、多くの学びがあり成長があります。貴重な体験を社会の中で共有し、福祉だけでなく、医療や教育等様々な分野との連携を通じて、新しい社会的価値を創り出します。

○ 社会性のある安定した事業経営

その時々における制度の狭間にあることに目を向け、ソーシャルインクルージョン推進の担い手として、隠れたニーズも見逃さない視点を持つとともに、すべての人々の幸福な人生に寄与するために、安定した事業経営を行うよう心掛けます。

(3) 行動指針

○ 質の高い福祉サービスの提供と人材の育成

私たちは、質の高い福祉サービスの提供のため、専門性の向上に努めるとともに、すべての職員が安心して働ける労働環境を整え、働きがいのある活力溢れる職場づくりを目指します。

○ 地域との共生

私たちは、地域社会における福祉の活動拠点として、関係機関と協働し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の発展に寄与します。

○ 法令の遵守

私たちは関係法令や社会ルールを遵守し、地域社会から信頼される法人となるように努めます。

○ ニーズに応じた支援の提供

私たちは利用者の主体性を尊重し、そのニーズに応じた適切な支援を行い、その中で利用者及び職員が共に育ちあえることを喜びとします。

○ 利他心

私たちはすべてにおいて、相手を思う気持ちを大切にします。

(4) 以上の基本理念、経営方針及び行動指針に基づいて、その目的を達成するために、次に掲げる事業経営を行う。

○ 第二種社会福祉事業

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護等の障害福祉サービス及び介護保険サービス
(ヘルパーステーションここみ)
- ② 生活介護サービス (ぷれも)
- ③ 放課後等デイサービス (みらい)

- 公益事業
 - ① 移動支援事業（ヘルパーステーションここみ）
 - ② 日中一時支援事業（ふれも・みらい）
- 公益的取り組み
 - ① 障害児（者）の療育支援事業（かりん）

2. 重点事項

(1) 施設整備事業

- 事業の概要 生活介護（定員20名）及び短期入所（定員6名）の創設
- 事業所の名称 さらい
- 建築場所 前橋市川曲町175-3（ふれもの東隣接地）
敷地面積 1,561㎡
- 利用対象者
 - ① 生活介護 知的障害者及び身体障害者
 - ② 短期入所 知的障害者（児）及び身体障害者（児）
- 建 物
 - ① 構 造 木造2階建（準耐火構造）
 - ② 面 積 499.36㎡（1階 285.08㎡ 2階 214.28㎡）
 - ③ 主な部屋
 - ・ 1 階 短期入所居室（6）、事務室、仮眠室、エントランス、WC、浴室、食堂・談話室、脱衣・洗濯室、厨房、エレベーター、倉庫等
 - ・ 2 階 生活介護食堂・作業室、事務室、面談室、WC、脱衣・洗濯室、浴室、パントリー、エレベーター、倉庫等
 - ④ 設 計 (有) アトリエ・アーク一級建築士事務所
- 事業費
 - ① 施設整備費 132,000,000円
 - ・ 建築工事費 110,000,000円
 - ・ 設計監理費 5,700,000円
 - ・ 設備備品費 9,500,000円（車両、家具、什器備品及び電気設備等）
 - ・ 外構工事費 6,800,000円（塀設置工事、アスファルト工事、看板設置工事等）
 - ② 土地取得整備費 53,000,000円
 - ・ 土地購入費 41,000,000円（売買手数料及び開発許可申請手数料含む）
 - ・ 土地整備費 12,000,000円（埋土工事、境界擁壁工事、水路保護工事等）
 - ③ その他の整備費 7,000,000円（水道管引込工事、下水道接続工事、その他予備的経費）
 - ④ 事業所運営資金 8,000,000円（開設当初の事業所運営資金概ね2ヵ月分）
 - 合 計 200,000,000円
- 財 源
 - ① 施設整備補助金 60,000,000円（国庫及び前橋市補助金）
 - ② 借 入 金 70,000,000円（福祉医療機構借入金）
 - ③ 自己資金 70,000,000円（30年2月末日現在積立定期預金 52,000千円）
 - 合 計 200,000,000円

○ 予定工期 平成30年10月～平成31年3月

○ 開設予定日 平成31年4月1日

○ 租税特別措置法に係る事前協議

この施設整備に係る土地の購入については、売主の所得税減免のため、租税特別措置法に定めるところの事前協議を前橋税務署に行い、許可を得る。

(2) 施設整備以外の重点事項

社会福祉法人制度改革の2年目に当たり、地域の様々なニーズに応えられるよう、サービスの改善や他の関係機関及び団体等との連携・共生に努め、次の事項を重点として事業を進める。

① 人材育成と人材確保

職員のスキルアップのための研修体制の確立、評価制度の導入とそれに伴う昇給等、やりがいのある職場づくりのために、人材育成と人材確保に尽力する。

② 地域への公益的取り組み

障害者活動支援プロデュース販売促進会、感謝祭、夏祭り、料理教室、療育支援事業（かりん）等、社会福祉法人として地域に貢献する公益的事業についても継続発展させる。

③ 財政基盤の確立

各事業所の経営については、健全な財政基盤の確立のために、ここみについてはサービス提供時間の確保、ふれもとみらいについては定員に近い利用者の確保等に尽力する。

④ ガバナンスの強化等

社会福祉法改正に伴う経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、服務規律の強化等社会福祉法人の制度改革で示された課題の解決に引き続き努める。

⑤ 新たなサービスの提供

利用者のライフステージに応じた新たなサービスの提供等についても、今後の課題として引き続き検討する。

3. 法人の主な業務

以上の基本理念や重点事項等を踏まえて、法人は主として次の業務を行う。

(1) 理事会及び評議員会の開催

① 定例会議

開催時期	会議の種類	審議事項
30年5月	理事会	29年度事業報告及び決算報告、監事監査報告等
30年6月	定時評議員会	29年度事業報告及び決算報告、監事監査報告等
31年1月又は2月	理事会・評議員会	30年度補正予算等
31年3月	理事会・評議員会	31年度事業計画及び当初予算等

② 臨時会議

・30年6月頃 臨時理事会

施設整備補助金の内示後、速やかに整備事業及びそれに関連する福祉医療機構からの借入金、指名業者、用地購入等について協議

- ・30年10月頃 臨時理事会

入札結果に伴う施設整備請負契約等について協議

- ・その他定款変更、役員・管理職等の人事等法人運営上の重要事項の審議が必要となった場合に、理事会及び評議員会を適宜開催する。
- ・また、評議員に欠員が生じた場合は、評議員選任委員会を適宜開催する。

(2) 経営財源確保の徹底

- ① 各事業所の収支状況を的確に把握し、支援費の請求もれ及び請求誤り防止策等を徹底
- ② 支援費報酬の改定に伴い、よりレベルの高い報酬加算の確保
特に、みらいの放課後等デイサービスの報酬が大幅に変更となり、手厚い人員配置に対する加算が新設されたので、そのための届出手続を速やかに漏れなく行う。
- ③ ふれもの開所日数を原則日数（月日数－8日）にすることによって、年間の開所日数を15日ほど増やして収入増を図る。
- ④ 寄附金、助成金（補助金）の確保等

(3) 施設整備借入金の償還及び借入

- ① 福祉医療機構（ふれも整備資金）及び高崎信用金庫（みらい整備資金）借入金の償還
- ② さらい整備のため、新たに福祉医療機構より約70,000千円の施設整備資金を借り入れる。
- ③ NPO法人は一とわーく役員からの借入金についても予算の範囲内で返済に努める。

(4) 人材確保・育成と処遇改善

- ① さらい（生活介護20人、短期入所6人）の人材確保
 - ・平成31年度に開設するさらいの人材確保に万全を尽くす。
 - ・中核職員となる人材については、10月～12月頃までに採用し、開設に向けての育成と準備に努める。
 - ・支援職員等を確実に確保するため、福祉関係の大学及び専門学校等に早期に募集を開始する。
- ② 人材確保のため初任給を大幅に引き上げ、それに伴い在職職員の給与の改善も図る。
- ③ キャリアパス助成金等を活用して新規採用職員の基礎教育を着実に実施
- ④ 中核職員の育成・確保及び各種資格取得の推進を図るため資格手当を創設する。
- ⑤ 給与の改善（支援費の福祉・介護職員処遇改善加算を財源とした定期昇給の実施、賞与及び処遇改善手当支給の継続、人事考課制度の給与への反映等）
- ⑥ 新たにリフレッシュ休暇を設ける。

(5) 地域社会との連携強化

- ① 感謝祭、ふれ愛販売会等の開催
- ② 地域の福祉事業所との連携強化、近隣福祉大学等の実習生の受入、特別支援学校等の見学の受入等

(6) 広報活動の充実

① 法人パンフレット及びホームページの更新

社会福祉法人の制度改革で示された法人の公開情報（定款、財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、事業計画書等）に変更があった場合は、確実かつ速やかに更新する。

② 法人機関誌「はーとわーく通信」の定期的な発行（4月、8月、12月）

③ 利用者及び職員を対象とした次の情報誌は、月1回の発行を継続し、情報の共有に努める。

- ・ここみ …… 「てるてる」
- ・ふれも …… 「わくわく」
- ・みらい …… 「もこもこ」

(7) 研 修

法人の全職員を対象に月1回の内部研修を行い、また、外部研修に積極的に職員を派遣してスキルアップに努める。30年度の内部研修計画は次のとおりとする。

月	研 修 内 容	担当	月	研 修 内 容	担当
4	交通安全	ふれも	10	虐待防止	ふれも
5	口腔衛生	ふれも	11	感染症	みらい
6	体に痛みのあるときの生活の工夫	ここみ	12	働く人のストレス	ここみ
7	お薬なんでも相談について	ここみ	1	生活習慣病の予防と対策	ここみ
8	利用者のボーリング大会	ここみ	2	タッピングタッチ	ここみ
9	防災について	みらい	3	救急救命	みらい

(8) 勤務体制の変更

法人職員の所定労働日を平日（土日・祝日以外の日）から年間を通して各月21日に変更し、サービス供給体制の充実を図る。

(9) 諸規程の変更

ふれもの開業日の変更、職員の所定労働日の変更、初任給引き上げ及びそれに伴う在職職員の給与の引き上げ、資格手当の創設、リフレッシュ休暇の創設等に伴い、運営規定、就業規則、給与規程等の諸規程の変更については、漏れなくかつ速やかに行う。

(10) 備品・設備の整備

- ① 送迎用車両の整備（日本財団、年賀寄附金配分金、赤い羽根共同募金等の助成金を申請）
- ② その他既存事業所の什器備品の整備

(11) 税額控除対象法人への移行

税額控除対象法人への移行を進め、寄附者の善意に応えるとともに、より多くの人々に支持される社会福祉法人であることを社会に示し、法人の公益性をより強くアピールする。

ヘルパーステーションここみ

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の目的

介護を必要とする利用者に対して、生活ニーズに添った居宅介護サービス等を提供するとともに、地域にある社会資源との連携を図りながら、利用者の社会参加と自立生活の充実に向けた支援に努める。

3. 事業の種類

(1) 障害福祉サービス事業

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護（重度の障害のある常時介護が必要な障害者に対する総合的支援）
- ③ 同行援護（視力障害により移動に著しい困難を有する障害者への援助）

(2) 介護保険サービス（高齢者対象）

(3) 公益事業

- ① 移動支援（地域生活支援事業）
- ② 福祉有償運送

4. 職員編成

(30.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1		1	サー提を兼務 ()に再掲
サービス提供責任者	3(1)	2	5(1)	
ヘルパー	3	50	53	
事務員		2	2	
計	7	54	61	

注) ① 週40時間労働の職員を常勤として計上した。

② 常勤ヘルパーは4名在職しているが、1名は育児休業中なので計上していない。

5. 利用予定人数

	障害福祉サービス				介護保険	公益事業	備 考
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	計	居宅介護	移動支援	
予定人数	61	2	13	76	11	49	

注) サービス区分ごとの予定人数（例えば、障害福祉サービスの居宅介護と公益事業の移動支援の両方のサービスを利用する場合等）は、双方に重複計上した。

6. 重点事項

- (1) 職員の定例会議等を実施し、情報の円滑な伝達と共有に力を尽くす。
- (2) 研修・講習会・ケースカンファレンス等を確実にを行い、介護知識及び技術の向上に努める。
- (3) すべての支援の前後にサービス提供責任者とヘルパーがメール等により緊密な連絡をとり、利用者情報等の共有を図る。
- (4) 利用者のニーズに応えられるよう必要に応じて職員の増員を図り、利用者にとって満足のできるよう人材育成に努める。
- (5) 移動支援や福祉有償運送で車両の運転をする場合には、交通法規を遵守して安全運転に努めることを従事者に徹底する。29年度は群馬県警察本部長及び自動車安全運転センター理事長より安全運転事業所として、27年度に引き続き2度目の表彰を受けたが、これを励みに引き続き事故防止に努めることとする。

7. サービスの概要

(1) 共通事項

① 利用者への支援

個々の家庭の状況、今までの生活及び障害特性等に合わせ、一人ひとりに寄り添った支援を行う。定期的に、また変更のあったときはその都度介護計画書を作成し、計画に則り支援を行う。

② 記録

日々のサービス記録、同行記録やヒヤリハット等を記録し、担当者及び責任者が相互に確認する。また、ヒヤリハットは全職員が把握し、注意を喚起することで、事故等の再発防止に努める。

③ 連携

相談支援員・訪問看護師・他事業所等との連携を取りながら支援を行う。各ヘルパーともサービス提供責任者と密接に連絡・報告を行い、職員間で情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

④ ケースカンファレンス

利用者別に定期的にケースカンファレンスを行い、情報の共有、報告・連絡・相談を行い協力体制の構築と問題解決に努める。

(2) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護

身体介護、家事援助、通院介助等の支援を、一人ひとりの利用者に寄り添って行う。

新任ヘルパーの同行を積極的に行い、関わる人材を確保することで、利用者が継続して地域生活ができるように心掛ける。また、利用者のニーズに応え、より良い支援ができるようスキルアップと工夫に努める。

② 重度訪問介護

長時間、又は頻回にある支援を、人材確保とスキルアップを行いながら、滞りなく支援できるように努める。

③ 同行援護

同行援護の研修受講を積極的に行い、より専門性の高い支援ができるよう努める。

(3) 介護保険サービス

定期的に介護計画を立て、ケアマネージャーとの連携を取りながら支援を行う。また、ケアマネージャーへの報告・連絡・相談を確実に行う。

(4) 公益事業（移動支援）

① 従業者の運転協力講習の習得をサポートし、利用者の希望に応じた余暇支援ができるように努める。また、充実した余暇支援ができるよう、イベント情報等の収集に努め、情報を共有できるようにし、外出先での安全を最優先にして支援を行う。

② 福祉有償運送

安全運転、運転マナーに気をつけるよう定期的な研修を行う。半年に一度は運転記録証明を取り、個々の運転歴を確認する。

3 ぷれも

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の種類

- (1) 障害福祉サービス事業 生活介護（定員20名）
- (2) 公益事業 日中一時支援事業
- (3) 公益的取り組み 障害児（者）の療育支援事業（かりん）
保護者との情報交換事業（茶話会）

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

障害のある方の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援する。

(2) 内容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

4. 職員構成

30.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1		1	サビ管を兼務()に再掲
サービス管理責任者	(1)		(1)	
主任支援員	1	1	2	
生活支援員	1	9	10	
看護職員	1	1	2	2名共に看護師
調理員	1	2	3	1名は支援員兼務
事務員		1	1	
計	5(1)	14	19(1)	

注) ① 上記の他に、嘱託医及び嘱託作業療法士が各1名在職している。

② 常勤の主任支援員は2名在職しているが、1名は育児休業中なので計上していない。

5. 利用予定人数

1日平均利用人員 18名（定員20名、登録人数23名）

6. 重点事項

- (1) 利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行う。
そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施する。
- (2) 医師、看護師、作業療法士等の専門職により、医療、医療的ケア、リハビリ、音楽療法、口腔衛生等についての指導を受け、利用者のより良い生活の保障に努める。
- (3) 利用者の障害についての理解を深め、豊かな時間が過ごせるように配慮する。又、様々な体験を積めるように、社会参加の機会を積極的に設ける。
- (4) 利用者のニーズに応じて、各月の開所日数を原則日数（月日数－8日）とし、年間15日ほど増やす。
- (5) 地域の中で充実した生活が営めるように、社会資源との連携を深める。又、感謝祭等の法人行事への地域住民の参加を促し、事業所の活動に対する理解を深めるよう努める。
- (6) 定例会議・研修会を開催し、課題等の提起と解決、情報の伝達と共有を行う。

7. サービスの概要

(1) 生活介護事業

① 利用者への支援

一人ひとりの利用者に対する支援について支援員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施する。整理された支援内容を実施することによって生まれた時間を有効に利用し、個別課題や外出等を楽しめる機会を増やす。

② 連 携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

③ 研 修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得等につなげる。災害や火災、不審者等への対応訓練も計画的に行う。

④ 会 議

週1回の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努める。

(2) 公益事業

① 日中一時支援

利用者のニーズに応えるため、利用者の居住市町村と契約を結び、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補う。

4 みらい

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の種類

- (1) 障害福祉サービス事業 放課後等デイサービス (定員10人)
- (2) 公益事業 日中一時支援事業
- (3) 公益的取り組み 障害児(者)の療育支援事業(かりん)
保護者との情報交換事業(茶話会)

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

- ① 一人ひとりのお子さんとその家族に寄り添うことを基本とし、安全で楽しく過ごせる場所と時間を提供する。
- ② 将来を見据え、自立につながる支援を行う。発達保障の視点から日々の活動の中での小さな成長や変化に気付く目を持ち、共に喜び共に成長できることに感謝する。
- ③ 他の関係機関と情報交換を行い、連携して常により良い支援を目指していく。

(2) 内容

食事、排泄、移動、更衣、整容等の身辺自立への指導又は介護、室内・戸外遊び、感覚刺激や音楽活動により感性を高めることを取り入れた集団活動、感覚統合を養う活動を入れた創作活動、個別相談、送迎サービス等

4. 職員構成

(30.3.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1		1	サビ管を兼務()に再掲
児童発達支援管理責任者	(1)		(1)	
児童指導員	2		2	
指導員		2	2	
保育士				
看護師	1		1	
計	4(1)	2	6(1)	

5. 利用予定人数

1日平均利用人数 10名 (定員10名、登録人数21名)

6. 重点事項

- (1) 前年度は、許可範囲内で定員を超えてサービスを提供する日もあったが、今後も利用児の増加に伴い同様の状況が継続すると考えられるので、必要に応じて職員の増員や送迎に支障が生じないように送迎車両を増やすこと等も検討する。
- (2) 利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行う。そのために必要となる個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリング等を確実に実施し、定期的にケース会議等を開催して問題解決に当たる。
- (3) 特別支援学校や他の事業所及び家族との連携を強化し、伸び盛りのお子さんの発達を促進できるよう援助に努める。

7. サービスの概要

(1) 放課後等デイサービス

① 利用者への支援

一人ひとりの成長に即した発達を保障するために、情報共有、現状把握を丁寧に行う。成長段階をふまえた個別支援計画にそって、個人を尊重し安全に配慮した支援を実施する。季節の行事や外出等様々な経験を重ね、興味や関心の幅を広げ、楽しみを見つけられるように支援する。

② 連 携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

③ 研 修

スキルアップのために内部・外部研修を積極的に取り入れる。

④ 会 議

毎日の連絡会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、支援の確認をし、問題解決に努める。定期的に行う支援会議等において、職員間の連携、意思統一とより良い支援に向けての工夫を重ねる。

(2) 公益事業

① 日中一時支援

放課後等デイサービスの支援で時間的に不十分な部分を補えるようにする。

(3) 公益的取り組み…療育支援事業（かりん）

ご家族の思いを共有して情報の提供を行い、地域で生活する障害児のスキル向上、余暇支援の充実に向け、様々な知識の習得、社会資源に関する情報を収集し、有効に活用できるように努める。

また、かりんの事業の一環として、専門知識を有するアドバイザー（大学教授）の指導のもとに、他の事業所と共同で体験発表や研究発表を定期的に行い、お互いに支援内容の向上に努める。